

令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)

令和6年8月2日
全国知事会

【農林水産関係】

1	食料・農業・農村政策について.....	1
2	経済連携協定について.....	1
3	農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について	1
4	農業・農村の振興について	2
5	林業の振興について	11
6	水産業の振興について.....	13

【商工労働関係】

1	実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について.....	16
2	地域経済の活性化について	16
3	中小企業の振興について.....	18
4	雇用対策及び労働の質の向上について.....	20

【消費生活関係】

1	消費生活相談体制等の充実・強化について	23
2	食の安全安心の確保について.....	24

【国土交通・観光関係】

1	地方創生を支える社会資本整備等について	25
2	防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について	26
3	社会インフラの老朽化対策の確実な推進について.....	28
4	道路整備の推進等について	28
5	港湾整備の推進等について	30
6	鉄道整備の推進について.....	31
7	地域における交通の確保等について	31
8	航空路線の維持・充実等について	34
9	観光振興対策の推進について.....	34
10	過疎地域等特定地域の振興施策の推進について	36
11	盛土等に伴う災害防止に関する推進について.....	37

【社会保障関係】

1	地域医療体制の整備等について	38
2	医療保険制度改革の推進について	44
3	健康づくりの推進について	47
4	超高齢社会への対応について	49
5	子ども・子育て政策の推進について	51
6	障害保健福祉施策の推進について	54
7	生活困窮者などの対策について	55
8	地域共生社会の実現に向けて	56
9	人権の擁護に関する施策の推進について	58
10	犯罪被害者等支援施策の充実強化について	60

【文教関係】

1	教育施策の推進について	61
2	地域における科学技術の振興について	69
3	地域における文化芸術の振興について	70
4	国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及び レガシーの全国への波及・継承について	70
5	スポーツを生かしたまちづくりの推進について	71

【環境関係】

1	総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について	72
2	海洋ごみ対策等の推進について	75
3	生物多様性保全対策等の推進について	75
4	有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について	76
5	大気環境保全対策の推進について	77
6	アスベスト対策の推進について	78
7	「国連・世界湖沼デー」の実現について	79

【エネルギー関係】

1	資源エネルギー対策の推進について	80
2	電力需給対策等の推進について	83

【災害対策・国民保護関係】

1	大規模・広域・複合災害対策の推進について	85
2	事前防災・減災対策の推進について	90
3	多様な災害対策の推進について	94
4	発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について	99
5	原子力災害対策の推進について	102
6	国民保護の推進について	104

【地方行政関係】

1	地方公務員の定年引上げに係る制度移行について	107
2	会計年度任用職員制度の運用について	107
3	統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の 推進について	107
4	公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について	108
5	国の地方公共団体に対する補充的な指示について	108
6	地域国際化等の推進について	108

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1	基地対策の推進について	111
2	北方領土及び竹島問題の早期解決について	113
3	拉致問題の早期解決について	113
4	漂着船等に対する万全な対策について	114
5	ウクライナ避難民の受入について	114

【道州制関係】

1	基本法案において最低限明確に示すべき事項について	116
2	基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論 を行うべき事項について	117
3	道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について	117

《政策要望》

【環境関係】

本年5月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人ひとりのWell-being、生活の質、経済厚生の上昇」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

1 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 現在、「第5次循環型社会形成推進基本計画」について、～循環経済を国家戦略に～の副題のもと、中央環境審議会において審議が進められている。廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組むこととされているが、災害廃棄物の処理も含め、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、期限内処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。
 - ア 高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。
 - イ 「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の適正処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。
 - ウ 事業終了準備期間を活用した処理の終了後に発見され保管となる高濃度PCB廃棄物への対応について、事業者に対する処分費用等の助成制度を含め、処理体制を整備すること。また、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。さらに、高濃度PCB廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
 - エ 低濃度PCB廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、自治体の指導等に要する経費について確実に財政措置を講ずるとともに、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、期限内の処理を確実にを行うため、調査・処理費用等に対する助成制度を創設すること。さらに、低濃度PCB使用製品が処分期間の終了後に廃棄物となる場合を見据え、処理体制の確保を含め、方針を示すこと。
 - オ 法で明確に使用廃止期限が定められていない使用中の低濃度PCB含有製品や、PCB含有の有無が不明なものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
 - カ 微量PCBの混入の可能性を否定できない安定器が報告されたことから、実態把握を早急に行うとともに、処理方針を示すこと。

キ PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

- (3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和5年6月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和4年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業については令和5年度から特定支障除去等維持事業として5年間を上限とする財政支援が開始されたところだが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

- (4) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

- (5) 平成9年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にあり、令和6年度以降数年間における市町村等の循環型社会形成推進交付金の要望額が令和5年度に比べ数百億円の増という規模であり、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

- (6) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるほか、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

また、適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、太陽光パネルについては、国が強力に太陽光発電の普及拡大を推進した結果として、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されており、また、電気設備の保安は国の責任であることから、発電事業終了後における使用済パネルの適正処理に向けた法整備・原状回復時の代執行の体

制整備とそのための資金確保を図るとともに、リサイクル事業者の育成の推進、処理ルートの整備への支援を行うこと。

また、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点に加え、G20大阪サミットにおいて共有され、昨年開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合で2040年への前倒しが決定された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、プラスチックの3Rの取組や再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

さらに、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物(E-waste)の管理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

- (7) 本年5月、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県が詳細なデータを遅滞なく簡易に入手できるよう配慮すること。

- (8) 使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料の低減により多くのCO₂排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や材質記号のより分かりやすい表示に向けたガイドライン等の制度の見直しを行うこと。

- (9) 小型家電リサイクル法が目指す「都市鉱山」の更なる開拓に向けて、認定事業者から回収を受託した宅配業者が「ネットワーク内の協力会社へ再委託」できる仕組みを構築するほか、宅配業者の参入を促進するため、当該宅配便のネットワークが一定の要件を満たすときは、認定事業者の作成書類の簡略化、宅配業者の表示義務の免除、再委託時の認定事業者からの承諾を不要とするなど、宅配便の広域ネットワークを活用した回収・処理を進展させるための仕組みづくりを行うこと。また、仕組みづくりに当たっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

- (10) 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、火災等の生活環境保全上の支障につながるような不適正処理事案に対応するため、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。なお、法整備を行う際は、地域の実情に応じて既に制度を設けている地方公共団体の独自施策を踏まえた内容となるよう配慮すること。

2 海洋ごみ対策等の推進について

- (1) 海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

その上で、海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合を含めて、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

- (2) 適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇及び不要となったが適切に処分されない沈廃船が、荒天時の転覆や油の流出を引き起こし、問題を更に深刻化させることが懸念されるため、船舶の保管場所確保を義務付ける制度や船舶購入時に所有者があらかじめリサイクル料金を負担する廃船デポジット制度の創設など、環境整備に係る仕組みを早急に構築し、実効性の高い放置艇対策を推進すること。

3 生物多様性保全対策等の推進について

- (1) 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30」目標の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、本年 4 月に公布された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」について、適切な運用ができるよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、種の保存や生態系の保全に関する十分な財政措置を含めた対策を進めること。

さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

- (2) 攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、新たに都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すとともに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、十分な財政措置を講ずること。

加えて、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

(3) 野生鳥獣による高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生していること、また、新たにクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに、生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の維持への支援、生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。また、国立公園や国有林、防衛省施設用地などにおいては、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

(4) 国立公園及び国定公園については、国、都道府県及び市町村等関係者が一体となって更に利用を推進していく必要があるが、公園の利用拠点において廃屋化した建物や電線類が景観を著しく損ねていることから、廃屋撤去や電線類地中化の一層の促進に向け、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象に国定公園を加えるなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030年の30by30達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、地方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。

4 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてその一つであるPFOS、PFOA及びPFHxSが規制対象とされたほか、令和5年12月には国際がん研究機関（IARC）が発がん性分類においてPFOSの分類をグループ2Bに、PFOAの分類をグループ1に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、令和5年1月に設置した専門家会議において、同年7月にPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめ、環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、PFASに関する健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等が十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では本年4月に飲料水中のPFOSとPFOAなどについて、日本の水道水における暫定目標値を大幅に下回る規制値が定められたと承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてPFAS対策の更なる充実・強化を図ること。

- PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた水道水、公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に検討すること。
- 水道水や環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での除去方法等について、具体的な方法を示すこと。
- 土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和 5 年 7 月に示された土壌中の PFOS、PFOA 及び PFHxS の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- 地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。
- PFAS の農畜水産物への蓄積及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。

5 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。
また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的な PM_{2.5} 濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。
- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。
- (3) 自動車 NO_x・PM 法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型 S S 認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、令和3年4月の改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- ・ アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。特に、建築物石綿含有建材調査者の育成については、関係省庁と連携を図り推進するとともに、建築物石綿含有建材調査者等による事前調査の実施が令和5年10月1日から義務付けられたこと、また、工作物についても令和8年1月1日から義務付けられることを広く周知すること。
- ・ 地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずること。また、石綿事前調査結果の確認に要する職員の人件費や、石綿含有建材の分析体制の整備など立入検査に要する経費に対しても十分な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物等の吹付材以外にも含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。
- ・ 令和4年4月から本格的に運用が開始された事前調査結果報告システムの利用を更に推進するため、地方公共団体や事業者の意見を十分に反映し、早期に使いやすいシステムに改修すること。
- ・ 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策については、能登半島地震等、近年の大規模災害時における課題を踏まえ、迅速に実施できる体制が構築されるよう、自治体への支援を行うこと。
- ・ 中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで40年程の期間があるとされていることから、改正大気汚染防止法による効果は短期間では現れにくいものと考えられる。このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、わかりやすく国民や事業者に周知すること。
- ・ 石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。
- ・ アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。

7 「国連・世界湖沼デー」の実現について

水環境は、人類の生活に密接に関係し、その中でも、湖沼は地表の淡水の約 87% を占め、親水等の憩いの場、飲料水や農業用水の水源等として全国各地で重要な役割を果たしている。

しかし、近年の気候変動等により水質や生態系の悪化など様々な環境への影響が現れている。

これらの状況に鑑み、「湖沼」への世界的な関心を喚起するため、昨年開催された「国連水会議 2023」や「第 19 回世界湖沼会議（ハンガリー）」において制定の必要性が示され、本年 5 月の「第 10 回世界水フォーラム（インドネシア・バリ）」の閣僚宣言においても制定が提案された「国連・世界湖沼デー」の実現に向けて、国連機関や関係国などに賛同を呼びかけること。

また、こうした国際的な動きも踏まえ、湖沼の保全に関する施策を積極的に講じること。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などカーボンニュートラルに向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電力システムの適切な運用

電力の低廉かつ安全で安定的な供給を大前提とした上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について引き続き適切な運用を図ること。

また、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを構築すること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」で決定された「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図るとともに、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

併せて、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用設備の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

さらには、再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大及びCO₂削減効果の指標等の整備

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「第6次エネルギー基本計画」に基づく2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー比率38%以上の高みを目指し、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づくFIT・FIP制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、広域系統長期方針（マスタープラン）及び、GX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めることに加え、蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

また、FIT・FIP制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定に資するよう、引き続き、国において、各都道府県及び各市町村が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みや、既設分も含めた再生可能エネルギー等のCO₂削減効果を適切に反映する指標等を整備すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

引き続き事業者が環境保全対策を十分に行わずに設置を進めることや、地域住民の理解を得ずに設置を進めること、事業完了後に撤去されずに放置されることなどのないよう、条例を含む関係法令等に係る必要な手続の完了を適時適切に確認するなど、国が責任を持って事業者を指導するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元を行う仕組みを創設すること。

また、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の設備についても対象とすること。

さらに、同法に基づかない設備の廃棄等費用の確保にも取り組むこと。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むことと

し、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう、制度設計を見直すなど、政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮でき、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。

さらに、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

加えて、地球温暖化対策推進法による認定地域脱炭素化促進事業の創出に向けたインセンティブ等の強化を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、令和5年6月に見直された「水素基本戦略」を踏まえ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、以下について積極的に取り組むこと。

ア 規制緩和を含み、国際基準と整合した水素のエネルギー利用に特化した法整備、技術開発や実証研究の推進

イ 燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援を継続・強化するとともに、導入後の負担増に対する支援。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化するとともに、保安距離規制や障壁の基準見直し等の更なる緩和、また、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の資金繰りが困窮しないように分割払い等の対策

ウ 水素パイプライン等のインフラの整備等の推進

エ グリーン水素をはじめとするCO₂フリー水素や副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元で経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の改正が予定されている

が、引き続き洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、政府の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、再エネ促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、県域を越えて存在する利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア 地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ 天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ 石油製品の国家備蓄分散化

エ V2Xシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

(10) 木質バイオマス発電所における安全確保

近年、各地の木質ペレット等によるバイオマス発電所において火災・事故が続発していることから、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せて、バイオマス発電施設設置者に対し安全の確保に向け、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くため、節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得られるよう、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、

時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

(4) 電力の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く国民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

(5) 需給ひっ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(6) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民・事業者による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。